特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別 給付金の事務 基礎項目評価書【令和7年3月31日廃 止】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事務				
②事務の概要	ひたちなか市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下、「法」という。)第十条に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)及び低所得の子育て世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)の支給に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、法第十条に規定する特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務とする。				
③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金システム, 児童手当システム, 児童扶養手当システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, EUCシステム				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
子育て世帯生活支援特別	削給付金台帳ファイル,児童手当情報ファイル,児童扶養手当情報ファイル,宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第10条				
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項及 び第162条				
5. 評価実施機関にお	Sける担当部署				
①部署	保健福祉部福祉事務所地域福祉課				
②所属長の役職名	地域福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の関	帮示·訂正·利用停止請求 				
	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111				

6. 特定個人情報ノブイルの状態が1年因する同日と					
連絡先 保健福祉部福祉事務所地域福祉課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111					
9. 規則第9条第2項の適用	目 適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ・	テムを通じたス	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま						

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない聯員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。				

変更箇所

変更箇		A STATE OF A STATE OF		terror and the	1 m - 1 - 1 11 m - 1 m - m - m - m - m
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月29日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得 の子育て世帯分)の事務 基礎項目評価書	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活 支援特別給付金の事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年9月29日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	いたちなか市は、低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	ひたちなか市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得 の子育て世帯分)の事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金の事務	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務の概要	ひたちなか市は、公的給付の支給等の迅速かっ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下「法」という。)第十条に基づき、低所得の予育で世帯に対する子育で世帯に表すきたき、技術科学育では、とり親世帯に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務を行るは、1、次に移行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行政・行	ひたちなか市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下,「法」という、第千条に基づき、低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)及び低所得の子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯会に表達特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)の支給に関する事務を行っている。 「本語のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第73条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉部福祉事務所子ども政策課 ②子ども政策課長	①保健福祉部福祉事務所地域福祉課 ②地域福祉課長	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉部福祉事務所子ども政策課	保健福祉部福祉事務所地域福祉課	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年5月9日 時点	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年5月9日 時点	事後	
令和6年8月30日	評価書名	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活 支援特別給付金の事務 基礎項目評価書	低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活 支援特別給付金の事務 基礎項目評価書【令 和7年3月31日廃止】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	いたらなか叩は、公的権行の又称寺の迅速が、つ確実な実施のための預貯金口座の登録等下、 関する法律(令和三年法律第三十八号。以下育 に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下育 に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)及び低所得の子育で世帯が一会不行で世帯と活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)の支給に関する事務の行っている。 に関する事務を行っている。 に制度する事務の方ち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する大きに関する法律等27号。以下「番号を上いう。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律い方。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一般である。 は、主等一様である事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、中成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、から事務には、法第十条に規定する特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関するよ数を対している。	ひたらなか叩は、公的和1700又略寺の近速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下「法」という。)第十条に基づき、低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)及び低所得の子育で世帯分)の支給に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関するよとの表情における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律以う。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別者の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人価書の作成を行う必要のある事務は、法第十条に規定する特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務とする	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金システム, 児 童手当システム, 児童扶養手当システム, 宛名 管理システム, 中間サーバー	子育て世帯生活支援特別給付金システム, 児 童手当システム, 児童扶養手当システム, 宛名 管理システム, 中間サーバー, EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づ〈利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 の表の160の項及び第162条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月9日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月9日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないが、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	事後	